

## 登園基準

◎ 医師の診断を受け、保護者による「登園届」が必要なもの

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始する数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態がよいこと

※ 感染しやすい期間を明確にできない感染症については(—)としている。

・登園基準は、厚生労働省のガイドラインに基づいています。

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人が一日快適に生活できるよう、医師による記入の「意見書」及び、保護者による記入の「登園届」の提出をしてください。